

平成31年第3回 鞍手町農業委員会総会議事録

注:発言の内容についてはその要旨を記載しています

この公開用議事録は、個人情報に関すると思われる部分については●で消しています

■開催日時

平成31年3月8日(金曜日) 午後1時30分から

■開催場所

鞍手町役場 第2会議室

■出席委員 13名

- | | | | |
|-----------|--------|--------|--------|
| ① 栗田美和 | ② 栗田英洋 | ③ 筒井浩一 | ④ 石田祐二 |
| ⑤ 福本平 | ⑥ 花田貴志 | ⑦ 幸田剛 | ⑧ 白石信幸 |
| ⑨ 安永洋一 | ⑩ 小長光隆 | ⑪ 田中勉 | ⑫ 遠藤幸男 |
| ⑬ 会長 相葉富雄 | | | |

■欠席委員 0名

■農業委員会事務局

事務局長 筒井英和 ・ 係長 中勇一郎

■議案目次

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請	1件
議案第9号 農用地利用集積計画(所有権移転)	2件
議案第10号 農用地利用集積計画(利用権設定)	11件
議案第11号 農用地利用配分計画	1件
報告 利用状況調査に基づく非農地判断	1件
報告 農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約	1件
その他	

■会議の概要

- 会 長 定刻になりましたので、ただ今より、平成31年第3回鞍手町農業委員会を開催します。
本日の出席人員は13名で、会議は成立いたします。
本日の議事録署名委員は6番の花田貴志委員と7番の幸田剛委員の2名を指名いたします。
議案については事前配布でございますので、事務局長より議案朗読及びその他の報告をいたします。
- 局 長 それでは議案の朗読をさせていただきます。(議案第8号から第11号の朗読)
以上が本日の議題であります。
続きまして、報告といたしまして利用状況調査に基づく非農地判断が1件、農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約が1件ございます。
利用状況調査に基づく非農地判断につきましては、農地第二分科会で現地調査実施後に審査の結果承認することといたしましたので報告いたします。内容につきましては本日配布しました資料の12ページにありますので省略させていただきます。
次に農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約につきまして1件を報告いたします。配布しました資料13ページのとおり、●●●●様より農地法第18条6項の規定により合意解約の通知がありましたので報告いたします。
最後に来月の日程でございますが、農地第二分科会を平成31年4月11日の木曜日、午後1時30分から、農業委員会総会を平成31年4月12日の金曜日、午後4時45分からそれぞれ予定しておりますのでよろしくお願いいたします。
以上で報告を終わります。
- 会 長 それでは議案審議に移ります。

～ 各議案ごとの議事録は別紙 ～

- 会 長 本日の議案審議は終了しましたので、その他に移ります。
なにかご意見等はありませんでしょうか。
ないようですので、これをもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

議事録署名委員 花 田 貴 志
幸 田 剛

会議名	平成31年第3回鞍手町農業委員会総会				日時	平成31年3月8日
					場所	鞍手町役場 第2会議室
出席者	1	栗田 美和	2	栗田 英洋	3	筒井 浩一
	4	石田 祐二	5	福本 平	6	花田 貴志
	7	幸田 剛	8	白石 信幸	9	安永 洋一
	10	小長光 隆	11	田中 勉	12	遠藤 幸男
	会長	相葉 富雄				
会 長	議案第8号は農地法第5条の規定による許可申請、1件を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をいたします。					
事務局長	<p>議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請について1件。 譲受人 ●●●●、譲渡人 ●●●●。 申請農地は大字中山●●●●番地、登記地目は田、現況地目は畑。面積644㎡。 転用目的は事業拡張による工場の建設です。 農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地と判断されるため第2種農地であり、立地基準は満たしております。 水利及び隣接農地の承諾書は添付されています。 資力及び信用は資金計画書等の提出により適当であると判断。 お手元の議案1ページに利用計画図等を添付していますが面積も妥当だと考えます。 また、3月7日に会長、農地部会長、分科会長、農地第二分科会委員、事務局により現地調査を行い、周辺農地等への支障はないと判断しています。 以上で説明を終わります。</p>					
会 長	本件については、農地第二分科会にて事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。					
農地部会長	はい。議案審査報告、議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請について1件。上記の議案について3月7日農地第二分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告いたします。平成31年3月8日、農地部会長 小長光隆。					
会 長	ただ今農地部会長より審査報告がありましたが、質疑、質問等はありませんか。					
事務局長	事務局より補足説明をさせていただきます。本件につきましては、昨年11月の総会においてご審議いただき既に承認されておりましたが、排水経路等について建設課との協議がなされていなかったことが判明し、協議を促したにもかかわらず調整がされないまま3ヶ月が経過したため県から申請が差し戻しになっておりました。この度、建設課との協議が完了いたしましたので、再度、農業委員会にお諮りして県に進達を行うものであります。					
会 長	ただ今事務局より補足説明がありましたが、質疑、質問等はありませんか。					
	(質疑・質問なし)					
会 長	質疑、意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。					
	〔「異議なし」の声あり〕					
会 長	ご異議がないようですので、議案第8号は全員の賛成により申請どおり承認することに決定しました。なお、本案は県知事の許可事項となっておりますので進達いたします。					

会議名	平成31年第3回鞍手町農業委員会総会				日時	平成31年3月8日	
					場所	鞍手町役場 第2会議室	
出席者	1	栗田 美和	2	栗田 英洋	3	筒井 浩一	
	4	石田 祐二	5	福本 平	6	花田 貴志	
	7	幸田 剛	8	白石 信幸	9	安永 洋一	
	10	小長光 隆	11	田中 勉	12	遠藤 幸男	
	会長	相葉 富雄					
会 長	議案第9号は農用地利用集積計画(所有権移転)についてです。 事務局より議案の朗読と説明をいたします。						
事務局長	<p>議案第9号、農用地利用集積計画(所有権移転)について2件。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鞍手町長より農業委員会への諮問を求められております。</p> <p>こちらは、農地売買等事業を利用した所有権移転となり、お手元の議案2ページ以降に各筆明細を記載しております。2件とも担い手売買となります。</p> <p>1件目、譲受人 ●●●●、譲渡人 福岡県農業振興推進機構。 申請農地は大字新北●●●●番地外3筆、登記、現況地目は田。面積合計3,606㎡。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。</p> <p>2件目、譲受人 ●●●●、譲渡人 福岡県農業振興推進機構。 申請農地は大字小牧●●●●番地外2筆、登記、現況地目は田。面積合計3,586㎡。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>						
会 長	本件については、農地第二分科会にて事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。						
農地部会長	はい。議案審査報告、議案第9号、農用地利用集積計画(所有権移転)について2件。上記の議案について3月7日農地第二分科会を開催し、審議の結果、計画を承認することに決しました。 以上報告いたします。平成31年3月8日、農地部会長 小長光隆。						
会 長	ただ今農地部会長より審査報告がありましたが、質疑、質問等はありませんか。						
	(質疑・質問なし)						
会 長	質疑、意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。						
	〔「異議なし」の声あり〕						
会 長	ご異議がないようですので、議案第9号は全員の賛成により申請どおり承認することに決定しました。このことを町長へ報告いたします。						

会議名	平成31年第3回鞍手町農業委員会総会				日時	平成31年3月8日	
					場所	鞍手町役場 第2会議室	
出席者	1	栗田 美和	2	栗田 英洋	3	筒井 浩一	
	4	石田 祐二	5	福本 平	6	花田 貴志	
	7	幸田 剛	8	白石 信幸	9	安永 洋一	
	10	小長光 隆	11	田中 勉	12	遠藤 幸男	
	会長	相葉 富雄					
会 長	議案第10号は農用地利用集積計画(利用権設定)についてです。事務局より議案の朗読と説明をいたします。						
事務局長	<p>議案第10号、農用地利用集積計画(利用権設定)について11件。議事参与の制限により●●委員は退室願います。</p> <p>(●●委員 退室)</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鞍手町長より農業委員会への諮問を求められております。お手元の議案4ページ以降に各筆明細を記載しております。新規4件、再設定7件、総面積43,808㎡の利用権設定について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。</p>						
会 長	本件については、農地第二分科会にて事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。						
農地部会長	はい。議案審査報告、議案第10号、農用地利用集積計画(利用権設定)について11件。上記の議案について3月7日農地第二分科会を開催し、審議の結果、計画を承認することに決しました。以上報告いたします。平成31年3月8日、農地部会長 小長光隆。						
会 長	ただ今農地部会長より審査報告がありましたが、質疑、質問等はありませんか。						
	(質疑・質問なし)						
会 長	質疑、意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。						
	〔「異議なし」の声あり〕						
会 長	ご異議がないようですので、議案10号は全員の賛成により申請どおり承認することに決定しました。このことを町長へ報告いたします。						
	(●●委員 入室)						

会議名	平成31年第3回鞍手町農業委員会総会				日時	平成31年3月8日	
					場所	鞍手町役場 第2会議室	
出席者	1	栗田 美和	2	栗田 英洋	3	筒井 浩一	
	4	石田 祐二	5	福本 平	6	花田 貴志	
	7	幸田 剛	8	白石 信幸	9	安永 洋一	
	10	小長光 隆	11	田中 勉	12	遠藤 幸男	
	会長	相葉 富雄					
会 長	議案第11号は農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定についてです。事務局より議案の朗読と説明をいたします。						
事務局長	<p>議案11号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定について1件。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構が農地を借受け、機構から担い手等へ貸付けるものです。機構から借り手には、農地中間管理事業の農地利用配分計画に基づいて利用権が設定されます。</p> <p>この利用配分計画について鞍手町長より農業委員会への諮問を求められております。お手元の議案10ページ以降に各筆明細を記載しております。申請者は●●●●氏、申請土地は大字新延●●●●番地外5筆、面積合計3,247㎡。貸付期間は平成31年5月1日から10年間、借賃は10aあたり10,000円となっております。以上で説明を終わります。</p>						
会 長	本件については、農地第二分科会にて事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。						
農地部会長	<p>はい。議案審査報告、議案第11号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定について1件。</p> <p>上記の議案について3月7日農地第二分科会を開催し、審議の結果、計画を承認することに決しました。</p> <p>以上報告いたします。平成31年3月8日、農地部会長 小長光隆。</p>						
会 長	ただ今農地部会長より審査報告がありましたが、質疑、質問等はございませんか。						
	(質疑・質問なし)						
会 長	質疑、意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。						
	〔「異議なし」の声あり〕						
会 長	ご異議がないようですので、議案第11号は全員の賛成により計画どおり承認することに決定しました。このことを町長へ報告いたします。なお、本案は県知事の許可事項となっております。						